

舞雀地方引揚援護局史

第一章

記

卷之三

始から窮屈、台頭争に引を避けさせることのに対する心配問題が起り、政府は研究の結果、その施策の一端として、昭和二十年九月二十日、引揚港に關係都道府県をして引揚民事委員会を設置させ、引揚者の援助等の事務を実施することとなつた。

他方、外地から帰還する軍人・軍属の処理を行なうため、上陸地にて陸軍は上陸地支局、海軍は復員収容部（後の陸軍復員局）を設置することとなつた。

陸軍にねじては、昭和二十年十月十日、「舞鶴海軍復員局新設」が東洋間に設置され、次いで十月二十一日より、「新設所」が西舞鶴に設置せられた。舞鶴海軍復員収容部は舞鶴海兵團附で、山陸上陸地支局は舞鶴重砲兵連隊附に、京都府舞鶴出張所は西舞鶴大蔵海岸にそれぞれの事務所を設置して業務を開始した（また十月十九日には舞鶴海軍復員収容部と、山陸上陸地支局は舞鶴上陸地支局とそれぞれ改称した）。

これよりさる（朝鮮人の釜山への送還船「船雲仙丸」が、九月十六日西舞鶴を出港し、まだ釜山からの引揚第一船雲仙丸が舞鶴港に到着を以て十月七日西舞鶴に入港）、送還・引揚共に開始されていたのであるが、前述の三櫻閣の開設されると、舞鶴西舞鶴本署と舞鶴重砲兵連隊がそれぞれ処理に当り、興生会京都府支部、朝鮮人連盟舞鶴支部がこ

13

內地在住朝鮮人隔離，希望者見此數

卷之三